

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可(三件)……………一
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………四
- ………(同)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
- ………(同)……………五
- 都道(首都高速道路)の区域変更……………六
- ………(建設局道路管理部路政課)………六
- 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例による適正化区域及び重点適正化区域の指定……………八
- ………(建設局河川部指導調整課)………八
- 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定……………〇
- ………(同)……………〇
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………〇
- ………(港湾局港湾経営部経営課)………〇
- 都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……………二
- ………(総務局行政部振興企画課)………二
- 開発行為に関する工事完了……………二

告示

- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………三
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………四
- ………(同)……………四

●東京都告示第百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画ごみ焼却場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 柳泉園組合
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画ごみ焼却場事業第一号柳泉園組合ごみ焼却場事業
- 三 事業施行期間 平成三十年二月十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 東村山市恩多町一丁目及び東久留米市下里四丁目各地内

使用の部分 なし

●東京都告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき多摩都市計画ごみ処理場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画ごみ処理場事業第一号ごみ処理場多摩市資源化センター事業
- 三 事業施行期間 平成三十年二月十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 多摩市諏訪六丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき小平都市計画ごみ焼却場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 小平・村山・大和衛生組合
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画ごみ焼却場事業第一号小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場事業
- 三 事業施行期間 平成三十年二月十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 小平市中島町地内

使用の部分 小平市中島町地内

●東京都告示第百五十七号

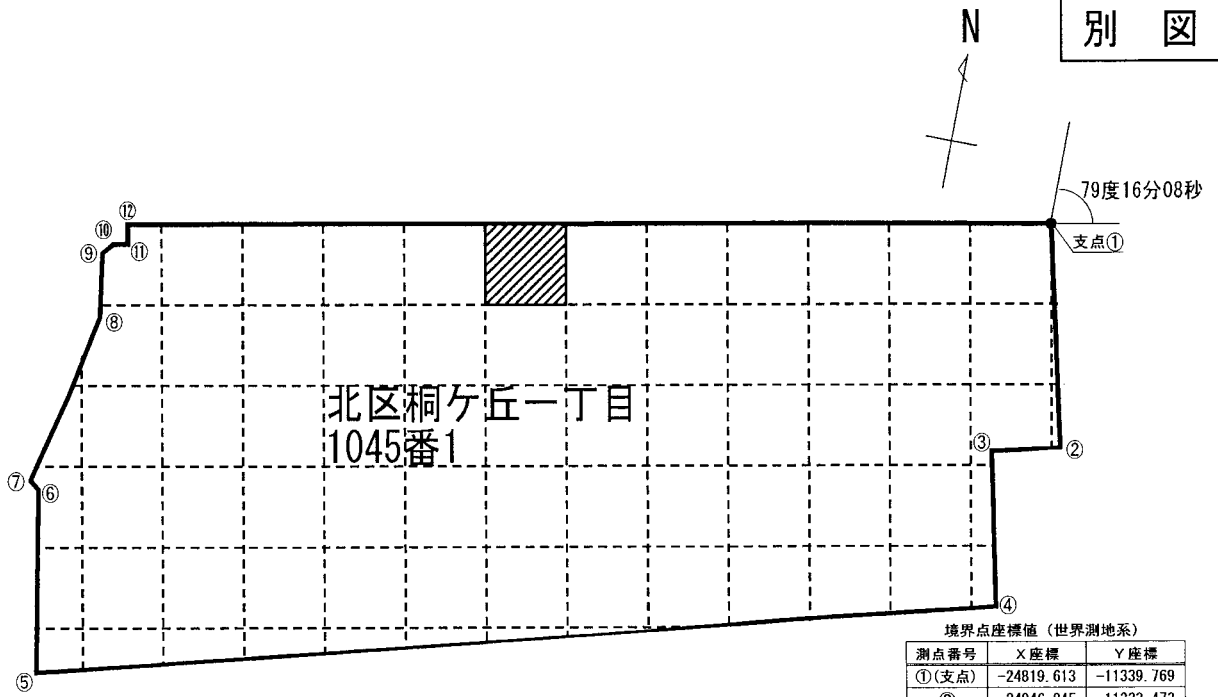
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区桐ヶ丘一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



境界点座標値(世界測地系)

| 測点番号 | X座標 | Y座標 |
|-------|------------|------------|
| ①(支点) | -24819.613 | -11339.769 |
| ② | -24846.845 | -11333.473 |
| ③ | -24848.650 | -11341.771 |
| ④ | -24867.703 | -11337.658 |
| ⑤ | -24897.513 | -11453.007 |
| ⑥ | -24875.031 | -11457.139 |
| ⑦ | -24874.120 | -11458.139 |
| ⑧ | -24852.980 | -11453.234 |
| ⑨ | -24844.849 | -11454.336 |
| ⑩ | -24843.450 | -11453.207 |
| ⑪ | -24843.132 | -11451.506 |
| ⑫ | -24840.769 | -11451.853 |

【凡 例】

- : 形質変更時要届出区域
- : 単位区画
- : 敷地境界

【支点】

支点の位置は、
X=-24819.613
Y=-11339.769
とする。

※支点座標は、世界測地系
(東日本大震災前の世界測地系)
座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(79度16分08秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十八号

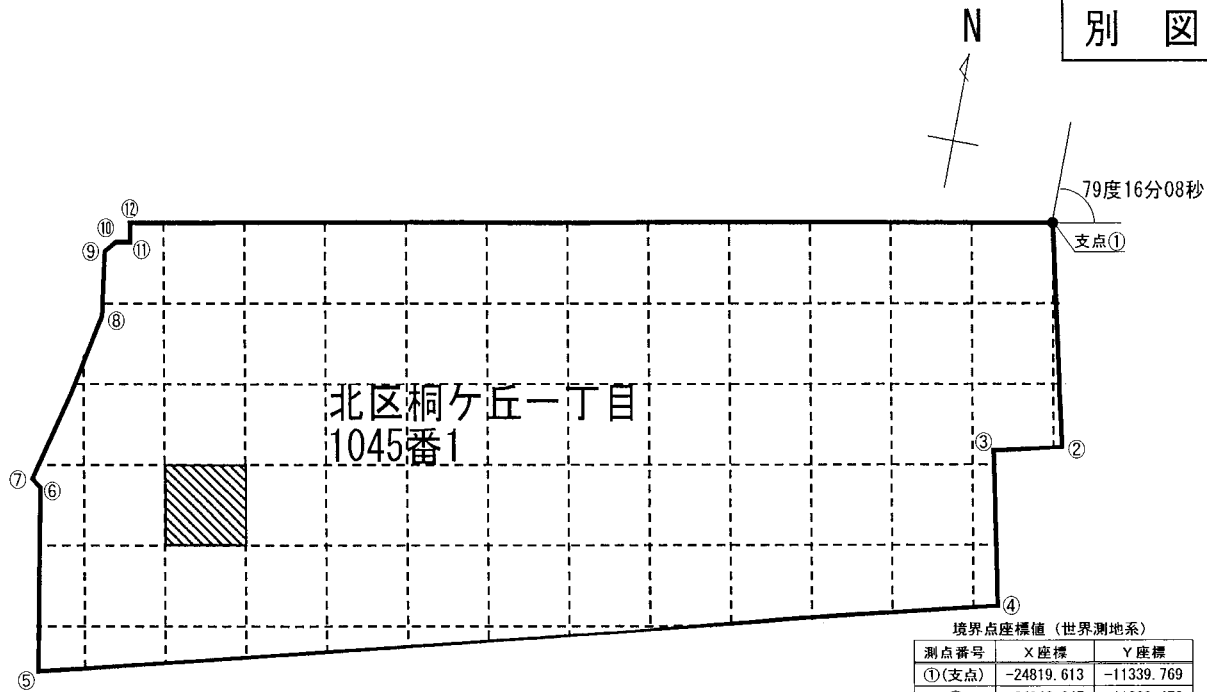
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（北区桐ヶ丘一丁目内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



境界点座標値（世界測地系）

| 測点番号 | X座標 | Y座標 |
|-------|------------|------------|
| ①(支点) | -24819.613 | -11339.769 |
| ② | -24846.845 | -11333.473 |
| ③ | -24848.650 | -11341.771 |
| ④ | -24867.703 | -11337.658 |
| ⑤ | -24897.513 | -11453.007 |
| ⑥ | -24875.031 | -11457.139 |
| ⑦ | -24874.120 | -11458.139 |
| ⑧ | -24852.980 | -11453.234 |
| ⑨ | -24844.849 | -11454.336 |
| ⑩ | -24843.450 | -11453.207 |
| ⑪ | -24843.132 | -11451.506 |
| ⑫ | -24840.769 | -11451.853 |

【凡 例】

- : 要措置区域
- : 単位区画
- : 敷地境界

【支点】

支点の位置は、
X=-24819.613
Y=-11339.769
とする。

※支点座標は、世界測地系（東日本大震災前の世界測地系）座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（79度16分08秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十九号

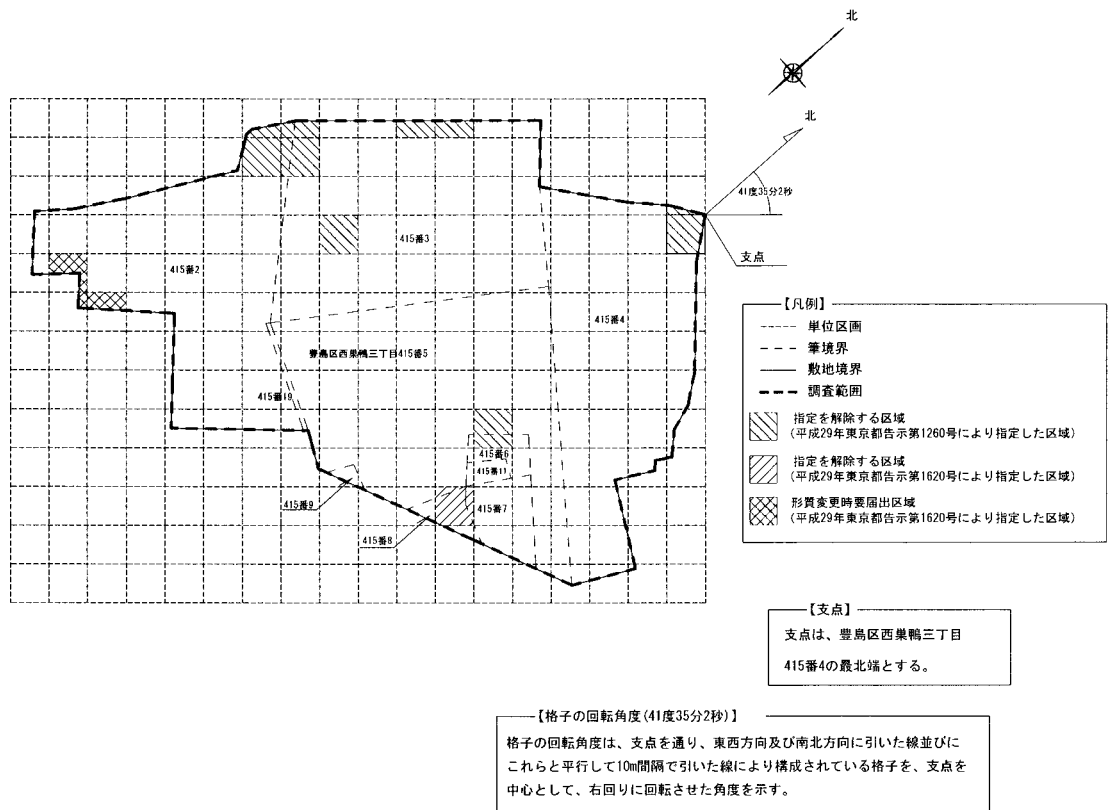
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千二百六
十号により指定した区域の全部及び平成二十九年東京都告
示第千六百二十号により指定した区域の一部の指定を解除
するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項
の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区西巢鴨三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第百六十号

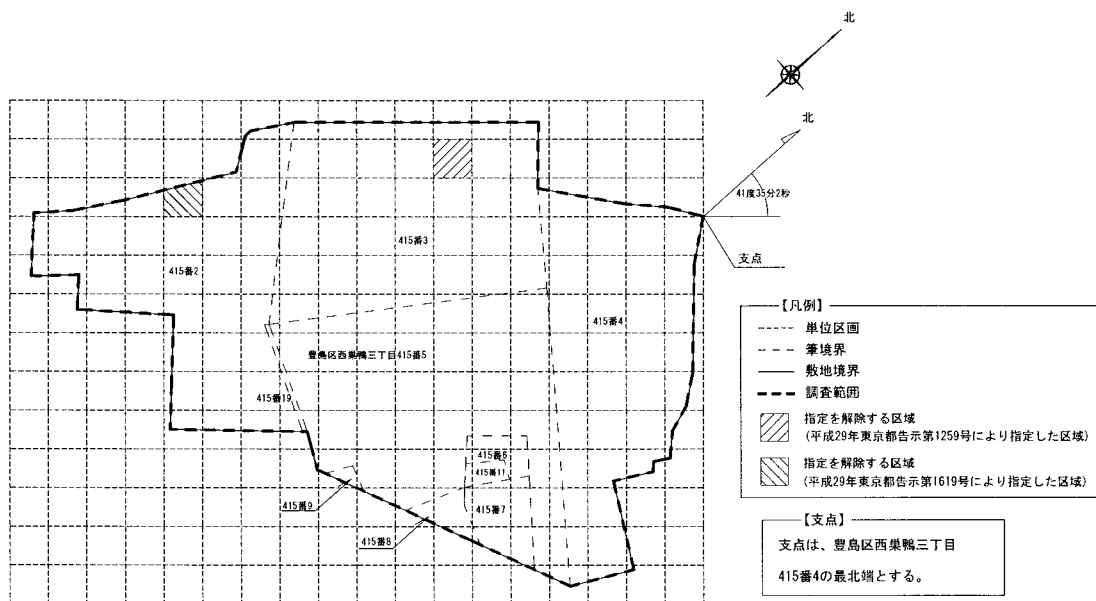
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年東京都告示第千二百五十九号及び平成二十九年東京都告示第千六百十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区西巢鴨三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



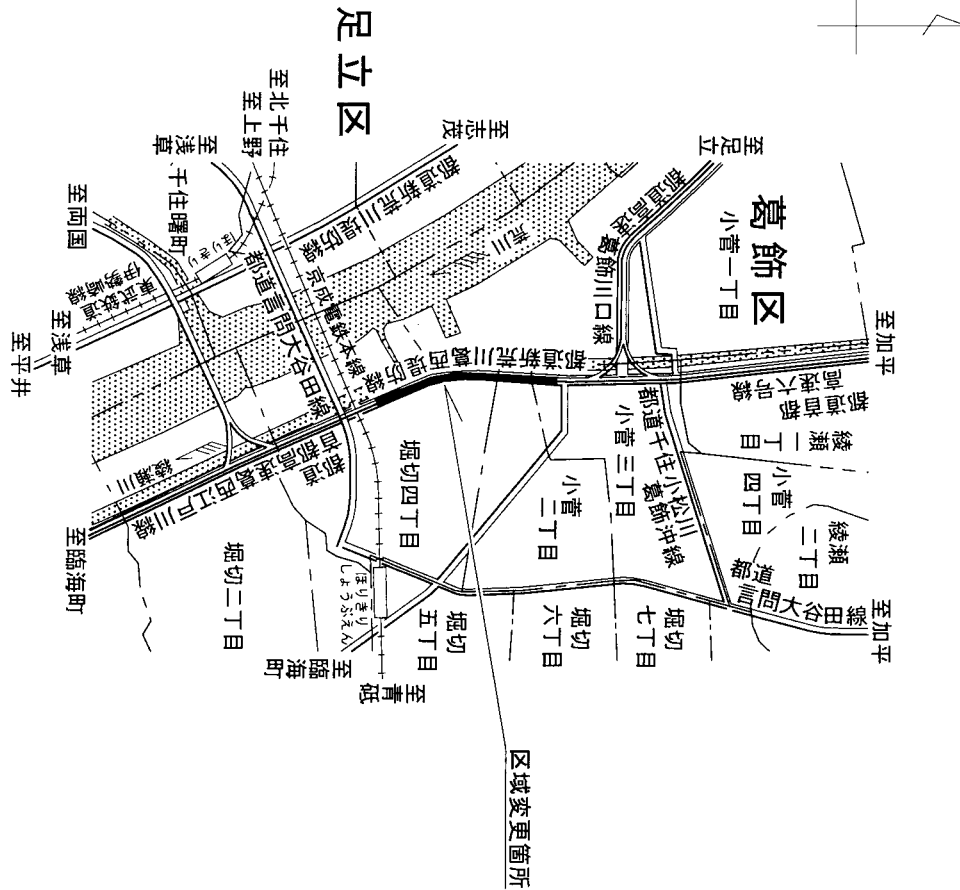
【格子の回転角度(41度35分2秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百六十一号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条第一項第九号の規定に基づき、平成三十年二月十五日、都道(首都高速道路)の区域を次のように変更した。

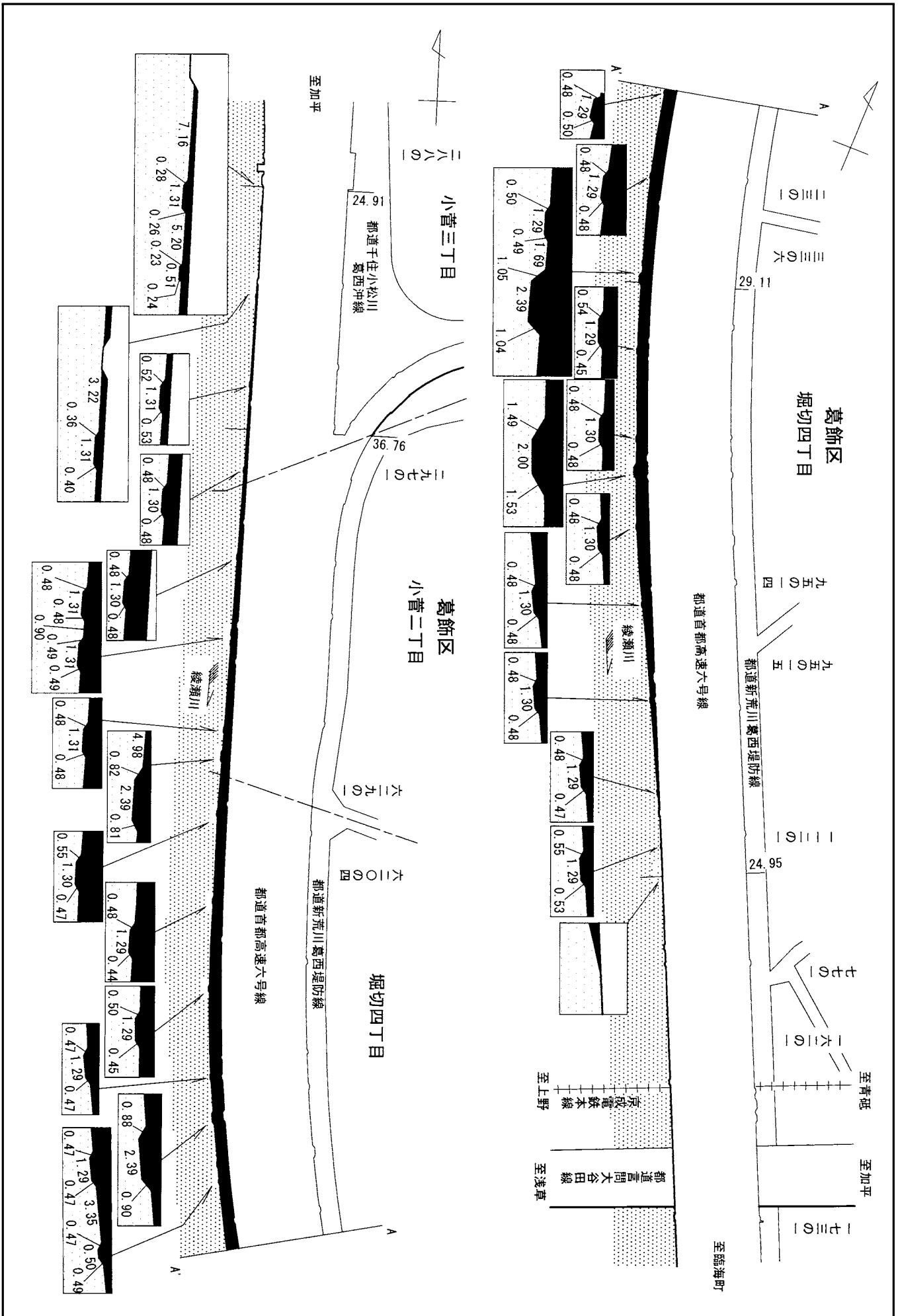
ついで、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三十年二月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京東局において一般の縦覧に供する。
 平成三十年二月十五日

- | | | |
|---|-------|---|
| 一 | 路線名 | 東京都知事 小池 百合子 |
| 二 | 変更の区間 | 首都高速六号 葛飾区堀切四丁目百十二番一地从先から同区小菅三丁目二百八十八番一地从先まで |
| 三 | 変更の概要 | 別図表示のとおり |



面積 一、三三〇・三五平方メートル
 延長 五六一・八五メートル

別 図
 都道首都高速六号線区域変更略図
 葛飾区堀切四丁目～小菅三丁目



●東京都告示第百六十二号

東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例(平成十四年東京都条例第九十八号)第七条第一項及び第八条第一項に規定する適正化区域及び重点適正化区域を平成三十年三月一日から次のとおり指定する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 適正化区域

一級河川利根川水系中川(別図一のとおり)

上流端 一級河川中川高砂橋(葛飾区青戸二丁目六百三十五番地先)

下流端 一級河川中川平和橋(葛飾区西新小岩五丁目千八百二十九番地先)

上流端 一級河川中川上平井水門(葛飾区西新小岩三丁目二千九百九十二番地先)

下流端 東京湾への合流点(江戸川区臨海町六丁目百番一地先)

一級河川荒川水系小名木川(別図二のとおり)

上流端 一級河川旧中川分派点(江東区東砂二丁目一番地先)

下流端 一級河川隅田川への合流点(江東区清澄一丁目一番七地先)

二 重点適正化区域

一級河川利根川水系中川(別図一のとおり)

上流端 一級河川中川高砂橋(葛飾区青戸二丁目六百三十五番地先)

下流端 一級河川中川平和橋(葛飾区西新小岩五丁目千八百二十九番地先)

上流端 一級河川中川上平井水門(葛飾区西新小岩三丁目二千九百九十二番地先)

下流端 東京湾への合流点(江戸川区臨海町六丁目百番一地先)

一級河川荒川水系小名木川(別図二のとおり)

上流端 一級河川旧中川分派点(江東区東砂二丁目一番地先)

下流端 一級河川隅田川への合流点(江東区清澄一丁目一番七地先)

●東京都告示第百六十三号

河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の四第一項第二号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、平成三十年三月一日から施行する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

| | | |
|-----------|------|---------------------------|
| 水系名 | 河川名 | 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの |
| 一級河川利根川水系 | 中川 | 船舶 |
| 一級河川荒川水系 | 小名木川 | 船舶 |

●東京都告示第百六十四号

東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第一項に規定する負担対象工事の指定について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

| 工事の種類 | 工事の名称 | 工事の実施された場所 | 工事の完了した日 | 工事に要した費用 | 負担区域 | 工事費に 対する負 担の割合 | 当該工事に係る負担区域 内にある工場又は事業場 等の敷地の合計面積 |
|------------------------------|--------------------|--|--------------|--------------|------------------|----------------------|---|
| 港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の建設又は改良の工事 | 新木場公園整備工事 | 一 江東区新木場一丁目 | 平成二十九年三月三十一日 | 七六、〇〇二、九〇二円 | 東京港臨港地区 | 十六分の一 | 七、九二一、四平方メートル |
| 港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の維持の工事 | 晴海ふ頭公園ほか八公園維持工事 | 一 大田区城南島四、五丁目 城南島海浜公園 二 中央区晴海五丁目 晴海ふ頭公園 三 江東区豊洲二丁目 春海橋公園 四 港区海岸三丁目 芝浦南ふ頭公園 五 港区港南五丁目 品川北ふ頭公園 六 品川区八潮一丁目 コンテナふ頭公園 七 江東区青海四丁目 青海中央ふ頭公園 八 江東区青海三、四丁目 曉ふ頭公園 九 江東区新木場一丁目 新木場公園 | 同日 | 一〇一、三五四、三四四円 | 同右 | 八分の一 | 七、三三五、六五八平方メートル |
| 漂流物の除去その他の水面清掃のための工事 | 東京港港湾区域 内水面清掃工事 | 東京港港湾区域 | 同日 | 一三八、六五六、五七二円 | 東京港港湾区域及び東京港臨港地区 | 五分の一 | 一四、六〇一、八五四平方メートル |

公 告

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提
供の状況の公表について

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住
民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人
確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京
都条例第八十八号）第七条の規定に基づき、平成二十八
年十月から平成二十九年九月までの都道府県知事保存本人確
認情報の利用及び提供の状況を次のとおり公表する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都道府県知事保存本人確認情報の利用

| 事 務 | 利用年月 | 利用件数 |
|--|-------------------|------|
| 東京都恩給条例（昭和二十三年東京都条例第 百一号）による年金である給付の支給に関す る事務 | 平成二十八年 十月 | 一 |
| | 十一月 | 七六 |
| | 十二月 | 七六 |
| | 平成二十九年 一月 | 七六 |
| | 二月 | 七五 |
| | 三月 | 七四 |
| | 四月 | 三 |
| | 五月 | 七一 |
| | 六月 | 二 |
| | 七月 | 一 |
| | 八月 | 一 |
| | 九月 | 七一 |
| 雇員の退職年金及び退職一時金等に関する 条例（昭和三十年東京都条例第一号）による 年金である給付の支給に関する事務 | 平成二十八 年 十一月 | 一五 |
| | 十二月 | 一五 |
| | 平成二十九 年 二月 | 一四 |
| | 三月 | 一三 |
| | 五月 | 一三 |
| 都民の健康と安全を確保する環境に関する条 例（平成十二年東京都条例第二百十五号）に よる公害防止管理者となることができる者の 登録に関する事務 | 平成二十九 年 三月 | 二四 |
| | 九月 | 一九一 |
| | 平成二十八 年 十月 | 一三 |
| 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭 和三十八年法律第六十一号）による特別給付 | | |

金の支給に関する事務

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務

平成二十九年
二月

一〇

東京都介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例(平成二十五年東京都条例第六十八号)による廃止前の東京都介護福祉士等修学資金貸与条例(平成四年東京都条例第四十一号)による貸付けに係る債権の回収に関する事務

平成二十八年
十月
十一月
十二月
平成二十九年
一月
二月
三月

四〇
一〇
五
二
八

東京都リハビリテーション病院条例(平成二年東京都条例第五十三号)による使用料及び手数料の徴収に関する事務

平成二十八年
一二月

一

東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第二百一十一号)による貸付けに関する事務

平成二十八年
十月
十一月
十二月
平成二十九年
一月
二月
三月
四月
五月
六月
七月

五
二八
一八
七
三
三三
四二
二
四

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)による料金の徴収に関する事務

平成二十八年
九月
十月
十一月
十二月
平成二十九年
一月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月

八
八
一、四七九
一、九六六
一、五五四
一、六四八
一、九八七
二、〇四四
二、三四六
二、〇九五
一、八七六
二、九四四
一、八七八
二、一九二

二 東京都の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供
提供実績なし

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年二月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

清瀬市旭が丘六丁目九百五十
 九番、同番地先及び九百六十
 四番四
 品川区小山一丁目二番一
 号
 株式会社ファーストブレ
 イ
 ン
 代表取締役 西片 崇英

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年二月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
 号）に到着するよう提出してください。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
ロイヤルホームセンター南千住
- 二 店舗所在地
荒川区南千住四丁目一番四号
- 三 設置者名
JA三井リース建物株式会社
- 四 設置者住所
中央区銀座八丁目十三番一号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称
ロイヤルホームセンター株式会社
- 六 変更前の小売業者の住所
大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号
- 七 変更後の小売業者の住所
大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号
- 八 変更日
平成二十九年七月三十一日
- 九 届出日
平成三十年一月二十九日
- 十 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十一 縦覧期間
平成三十年二月十五日から同年六月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年二月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一
 号）に到着するよう提出してください。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
ライフ西小岩店
- 二 店舗所在地
江戸川区西小岩三丁目三十五番二
十号
- 三 設置者名
株式会社ライフコーポレーション
- 四 設置者住所
中央区日本橋本町三丁目六番二
号
- 五 変更前の閉店時刻
午後十時四十五分
- 六 変更後の閉店時刻
午前零時
- 七 変更前の来客が駐車場を利用することができ
る時間帯
午前八時三十分から午後十一時
まで
- 八 変更後の来客が駐車場を利用することができ
る時間帯
午前八時三十分から翌午前零時三
十分まで
- 九 変更日
平成三十年三月一日
- 十 届出日
平成三十年一月十六日
- 十一 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）
- 十二 縦覧期間
平成三十年二月十五日から同年六

十三 縦覧時間

月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)オーケー西葛西店

二 店舗所在地 江戸川区西葛西六丁目一番五ほか

三 設置者名 トーセイ株式会社

四 意見

ア 聴取者 江戸川区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年一月二十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年二月十五日から同年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 五〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号
〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

